

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号 により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p>	<p>1 競争入札をしていたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>2 見積を徴した事業者の概要</p> <p>協業組合 H・C建設 飛騨市宮川町林94</p> <p>3 見積合せをしていたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>武道場内部塗装工事を施工中（11月8日業者決定）に施工業者から設計書では天井の鉄骨梁とブレース部分のみの塗装となっているが、母屋部分の劣化もかなり進んでいるため、あわせて塗装した方がよいとの指摘が11月22日にあった。</p> <p>その後学校でも母屋部分の塗装劣化を確認したため、今回の仮設足場を利用して効率的に母屋部分も再塗装することとした。</p> <p>しかし、今から業者決定をしていたのでは履行期限に間に合わなくなるため、早急に行いたい。</p> <p>4 特定の者を選定した理由</p> <p>現在、H・C建設にて武道場内部塗装工事を既に行っており、母屋部分のみ別業者に任せるのは難しいため。また、過去に何度か吉城高等学校の工事の施工実績があり、信用のおける事業者であるため選定。</p>

備考 この様式により難いときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。